

社会福祉法人伊万里福祉会定款

(昭和53年10月16日佐賀県知事認可)

(最近変更：令和5年12月15日伊万里市長認可)

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を十分に尊重して総合的に提供されるよう創意工夫を行うことにより、利用者が個人の尊厳の保持をしつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)で定める社会福祉事業のうち、次の第二種社会福祉事業を行う。

- (1) 保育所の経営
- (2) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人伊万里福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 社会福祉法人伊万里福祉会(以下「伊万里福祉会」という。)は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 伊万里福祉会は、第1条各号の社会福祉事業を行うに当たっては、子育てを行う保護者等に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 伊万里福祉会の事務所を佐賀県伊万里市松島町391番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 伊万里福祉会に評議員11名を置く。

(評議員の選任)

第6条 評議員は、伊万里福祉会の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、次条の定めるところにより、選任する。

(評議員選任委員会)

第7条 伊万里福祉会に伊万里福祉会評議員選任委員会(以下「評議員選任委員会」という。)を置く。

- 2 評議員選任委員会は、評議員の選任及び解任を行う。
- 3 評議員選任委員会は、次に掲げる者の中から理事長が委嘱する委員3名以上4名以内で組織する。
 - (1) 社会福祉事業を行う法人等の役職にある者又は社会福祉事業に関する経験若しくは識見を有する者
 - (2) 監事
- 4 評議員選任委員会が選任を行う評議員の候補者の推薦及び評議員の解任についての提案は、理事長が行う。
- 5 前項までに定めるもののほか、評議員選任委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員の員数が第5条に定める定数に満たなくなった場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員には、評議員会において別に定める支給の基準に従って、報酬等を支給する。

- 2 前項の支給の基準は、厚生労働省令で定めるところにより、不当に高額なものとならない範囲において、評議員会の承認を受けて定める。

第3章 評議員会

(評議員会の組織)

第10条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員長)

第11条 評議員会に、評議員長1名を置く。

- 2 評議員長は、評議員会において評議員の互選により選任する。
- 3 評議員長は、評議員会を総理し、会議の議長となる。

- 4 評議員長の任期は、評議員として在任する期間とする。
- 5 評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、評議員長があらかじめ指名する評議員がその職務を代理する。

(評議員会の権限)

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議をする。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の承認
- (5) 監事の監査を受けた貸借対照表及び収支計算書並びに財産目録の承認
- (6) 基本財産の取得及び処分
- (7) 社会福祉法の規定に基づく社会福祉充実計画の承認
- (8) 前7号に掲げるもののほか、評議員会で決議するものとして社会福祉法又はこの定款で定める事項

(評議員会の招集)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度の終了後3か月以内に1回招集するほか、必要がある場合に招集する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求の後遅滞なく招集の手続きが行われない場合等には、その請求をした評議員は、社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会を招集することができる。

(評議員会の決議)

第14条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項にかかる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 第22条の規定に基づく監事の解任
 - (2) 社会福祉法の規定に基づく役員賠償責任の免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 伊万里福社会の解散
 - (5) 他の社会福祉法人との合併に関する事項のうち、社会福祉法で評議員会の議決が必要とされるもの
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(役員の説明義務)

第15条 理事及び監事は、厚生労働省令で定める場合を除き、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(評議員会の議事録)

第16条 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会に出席した評議員のうち、議長が指名した者2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 伊万里福祉会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第18条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - (2) 伊万里福祉会が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - (3) 伊万里福祉会が設置している施設の長(以下「園長」という。)の職にある者
- 3 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
 - (2) 財務管理について識見を有する者
- 4 監事は、評議員、理事又は伊万里福祉会の職員を兼ねることができない。
- 5 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3名を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 6 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
- 7 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限等)

第19条 理事は、法令及びこの定款を遵守し、伊万里福祉会のため忠実にその職務を行わなければならない。

- 2 理事長は、社会福祉法及びこの定款で定めるところにより、伊万里福祉会を代表し、伊万里福祉会の業務を執行するほか、理事会が委任した業務執行の決定を行う。
- 3 常務理事は、理事会の決議によって伊万里福祉会の業務を分担して執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限等)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び伊万里福祉会の職員に対して事業の報告を求め、又は伊万里福祉会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。
- 3 役員員数が第17条第1項に定める定数に満たなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 役員には、評議員会において別に定める支給の基準に従って、報酬等を支給する。

(職員)

第24条 伊万里福祉会に、事務局長、園長、主任保育士その他の職員を置く。

2 事務局長及び園長の選任及び解任の決定は、理事会が行う。

第5章 理事会

(理事会の組織)

第25条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限等)

第26条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 伊万里福祉会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事長は、理事会の定めるところにより、前項各号に掲げる職務の一部を専決処分することができる。
- 3 理事長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 4 理事会は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職務の執行を理事長に委任する。
- (1) 事務局長及び園長以外の職員の選任及び解任
 - (2) 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関する職務
 - (3) 次に掲げる契約のうち、その契約額が予算の額の範囲内であるもの
 - ア 借入額が500万円未満である設備資金の借入に係る契約
 - イ 請負金額が500万円未満である建設工事請負に係る契約
 - ウ ア及びイに掲げる契約以外の契約のうち、その契約額が300万円未満のもの
 - (4) 予算上の予備費の支出
 - (5) 前号までに掲げるもののほか、第1条各号に掲げる社会福祉事業の日常の運営に係る職務で、理事会が定めるもの

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事が理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求したときは、その請求があった日から5日以内に理事会の招集の通知を発しなければならない。この場合の理事会の日は、その請求があった日から2週間以内の日とする。
- 3 理事会の議長は、理事長が務める。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 第1項及び前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長(理事長が理事会に出席しなかったときは、出席した全ての理事)及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第30条 伊万里福祉会の資産は、これを基本財産とその他財産に区分する。

2 基本財産は、次の表に掲げる財産とする。

財産の名称	財産の所在	構造・地目	数量
波多津保育園園舎	佐賀県伊万里市波多津町 辻字五本松499番地108	鉄骨造セメントか わらぶき平家建	1棟480.01平 方メートル
波多津保育園機械 室(附属建物)	佐賀県伊万里市波多津町 辻字五本松499番地108	コンクリートプロ ック造陸屋根平家 建	8.21平方メー トル
大川内保育園園舎	佐賀県伊万里市大川内町 字五本椿二丙2408番地3	鉄骨造セメントか わらぶき平家建	1棟619.82平 方メートル
立花保育園園舎	佐賀県伊万里市立花町字 小原1870番地77	鉄骨造セメントか わらぶき平家建	1棟600.21平 方メートル
みなみ保育園園舎	佐賀県伊万里市立花町字 金谷3366番地9	鉄骨造セメントか わらぶき平家建	1棟775.11平 方メートル
みなみ保育園機械 室(附属建物)	佐賀県伊万里市立花町字 金谷3366番地9	コンクリートプロ ック造スレートぶ き平家建	9.13平方メー トル
立花保育園駐車場	佐賀県伊万里市立花町字 通谷1604番地181	宅地	1筆191.46平 方メートル

立花保育園駐車場	佐賀県伊万里市立花町字 通谷1604番地202	宅地	1筆55.67平方 メートル
みなみ保育園駐車場	佐賀県伊万里市立花町字 金谷3375番地1	宅地	1筆325.97平 方メートル
南波多保育園園舎	佐賀県伊万里市南波多町 井手野2493番地1	鉄骨造かわらぶき 平家建	1棟698.91平 方メートル
南波多保育園倉庫 (附属建物)	佐賀県伊万里市南波多町 井手野2493番地1	軽量鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板ぶき平家 建	19.07平方メー トル
南波多保育園機械 室(附属建物)	佐賀県伊万里市南波多町 井手野2493番地1	コンクリートプロ ック造陸屋根平家 建	7.41平方メー トル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるための必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、次の各号に掲げる場合を除き、理事会及び評議員会の決議を経て、伊万里市長の承認を得なければならない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合

(資産の管理)

第32条 伊万里福祉会の資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画等の書類の承認)

第33条 理事長は、毎会計年度に係る次の書類を作成し、その会計年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
- 2 理事長は、前項の書類の内容を変更するときは、その変更する日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項又は前項により理事会の承認を受けた書類は、その会計年度が終了するまでの間事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 理事長は、毎会計年度終了後、その会計年度に係る次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書とする。以下同じ。)
- (4) 貸借対照表の附属明細書
- (5) 収支計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 理事会の承認を受けた前項各号の書類のうち、第1号の書類は、その内容を定時評議員会に報告し、第2号、第3号及び第6号の書類は、これを定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報の公開)

第35条 伊万里福祉会は、次に掲げる書類を事務所及び施設に備え置き、正当な理由がある場合を除いて、これを一般の閲覧に供する。

- (1) 定款
- (2) 事業報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 第2号から前号までの書類に関する監事の意見を記載した書面
- (6) 事業の概要その他の法令で定める事項を記載した書類

(会計年度)

第36条 伊万里福祉会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理の基準)

第37条 伊万里福祉会の会計については、厚生労働省令で定める基準のほか、この定款及び理事会で定めるところにより処理する。

第7章 解散

(解散)

第38条 伊万里福祉会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散した場合における残余財産は、社会福祉法に特別の定めがある場合を除

き、社会福祉法人のうちから、評議員会の決議により選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款の変更をしようとするときは、評議員会の決議を経て、厚生労働省令で定める事項に係るものを除き、伊万里市長の認可を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を伊万里市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 伊万里福祉会の公告は、その事務所及び施設の掲示場に掲示して行う。

(補則)

第42条 法令及びこの定款に定めるもののほか、伊万里福祉会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、細則で定める。

附 則

伊万里福祉会の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	齋藤	正雄
理事	荒木	月秋
〃	藤田	喜代馬
〃	山下	香
〃	池田	武
〃	吉富	敬次
〃	福田	幸次郎
〃	塚本	スミ
監事	武野	増見
〃	長野	東守

附 則 (昭和53年10月16日)

この定款は、認可日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

この定款は、認可日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

この定款は、認可日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（昭和63年3月22日）

この定款は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年8月28日）

この定款は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年1月20日）

この定款は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月7日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成10年3月6日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成10年8月25日）

この定款は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年5月15日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成16年3月19日）

この定款は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月21日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成18年3月24日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成19年3月23日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成22年6月24日）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成23年8月24日認可）

1 この定款は、認可日から施行する。

2 平成23年8月24日認可に係る評議員会の設置に伴い選任される評議員の任期は、改正後の定款第17条の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

附 則（平成25年7月4日認可）

1 この定款は、認可日から施行する。

2 変更後の第1条第1号(ハ)の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月10日認可）

この定款は、認可日から施行する。

附 則（平成29年1月5日認可）

- 1 変更後の定款(以下「新定款」という。)は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、新定款第7条の規定は、新定款について伊万里市長が認可した日以後の評議員選任委員会の設置及びその運営に関して適用する。ただし、同条第2項の規定は、平成29年3月31日以前に在任する評議員の選任及び解任に関しては適用しない。
- 3 現に効力を有する変更前の定款(以下「旧定款」という。)第17条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在任する評議員の任期は、同日に満了する。
- 4 旧定款第6条第1項及び新定款第21条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在任する役員の任期は、新定款の施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。
- 5 新定款の施行の際現に在任する理事長の代表権については、当該施行の日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月13日認可）

この定款は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月15日認可）

この定款は、令和6年4月1日から施行する。